

傍 聴 要 領

岡山県看護職員確保対策委員会

1 会議を傍聴する場合の手続

- (1) 会場の都合上、会議の傍聴を希望する方は指定する日までにお知らせください。
また、傍聴を希望する方は、会議の開催予定時刻までに、会場受付で氏名及び住所を記入し、係員の指示に従って会場に入室してください。
- (2) 傍聴の受付は、先着順に行い、定員になり次第終了します。

2 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するにあたっては、係員の指示に従ってください。
- (2) 傍聴者が、会議の傍聴をする場合に守っていただく事項に違反したときは、注意し、なおこれに従わないときには退場していただくことがあります。

3 会議を傍聴する場合に守っていただく事項

- (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により、言論に対して公然と可否を表明しないこと。
- (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないこと。
- (3) 会場内において、飲食又は喫煙を行わないこと。
- (4) 会場内において、写真撮影、録画、録音等を行わないこと。ただし、あらかじめ議長の許可を得た場合はこの限りではない。
- (5) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないこと。